# 10月より 住民税の年金からの 引き落とし〈特別徴収制度〉が始まります。

65歳以上の年金受給者で 住民税を納税されている方に お知らせです。



4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 住民税の納税義務のある方が対象です。

◆問い合わせ

税務課課税班 ☎84-1212

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在 65歳以上の年金受給者で、前年中の所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の方について は対象となりません。



- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を 超える方など

引き落としの 対象となる 年金とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度 による老齢年金、退職年金等を言います。 障害年金および遺族年金などの非課税の 年金からは、住民税の引き落としはされま せん。

引き落とされる 住民税額は…

引き落とされるのは、年金所得の金額から計 算した住民税額のみです。給与所得や事業 所得などの金額から計算した住民税額は、こ れまでどおり給与からの引き落とし、または 納付書で納めていただくことになります。

# (例) 住民税の年額が6万円(年金所得のみ)の場合

### これまでの納め方

		納付書で納める(普通徴収)				
月		6 月	8月	10月	12月	
税	額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円	
算出方法		1 / 4	1 / 4	1 / 4	1 / 4	

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていました。

## 引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年 金からとなります。そのため平成21年度の住民 税額のうち半分については、平成21年6月と8月 に、これまでどおり納付書または口座振替で納め ていただくことになります。

#### 平成21年度の納め方

		納付書で		年金から引き落とし (特別徴収)			
月		6 月	8月	10月	12月	2月	
税	額	1万5千円	1万5千円	1万円	<b>1</b> 万円	1万円、	
算出	方法	1 / 4	1 / 4	1 / 6	1 / 6	1/6	

6月、8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で 納めていただきます。

10月、12月、2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

#### 平成22年度以降の納め方

		年金から引き落とし (特別徴収)						
	月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
	税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	
Ī	算出方法	前年度2月と同じ金額			22年度の年税額の残り1/3ずつ			

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落としま す。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差 し引いた税額を引き落とします。